

## 随意契約の結果

【平成31年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ひよどり台中央団地における居住者用駐車場賃貸借契約	契約担当役 西日本支社長 新原田 達人 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-85	平成31年3月1日	(一財) 神戸すまいまちづくり公社 神戸市北区ひよどり台 1-1	2140005020374	3,008,400円	3,008,400円	100.0%	本業務は、平成24年7月に日本総合住生活（株）から駐車場事業を継承するに当たり、(一財) 神戸すまいまちづくり公社から駐車場用地の貸与を受けているものである。契約の相手方が一に限られることから、会計規程第51条第3項第1項の規定に基づき、随意契約を行った。	-				-
平成31年度千里住まいセンター事務所賃料等	業務受託者 (株) U R コミュニティ 千里住まいセンター長 所長 義高 大阪府豊中市新千里東町 1-4-2	平成31年3月26日	ケネディクスオフィス投資法人 東京都千代田区内幸町 2-1-6	3010405006092	59,395,764円	59,395,764円	100.0%	当該契約は、居住者サービス業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に係る賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を住まいのセンター事務所としてすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである	-				
中国都市再生事務所賃貸借契約(9賃分)	分任契約担当役 西日本支社 中国都市再生事務所 所長 鶴見 博 島根県広島市東区若草町 1-2-1	平成31年3月7日	(株) ザイマックスウイズ 東京都千代田区永田町 2-4-2	4010001132911	7,136,808円	7,136,808円	100.0%	当該契約は、中国地方における都市再生事業の実施及びコーディネート業務を所管する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に係る賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を事務所としてすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである	-				
UR賃貸住宅「住まいガイド2019」制作業務	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 江崎 繁泰 大阪府大阪市北区梅田 2-2-22	平成31年3月8日	(株) アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3-2-4	8120001060288	3,708,720円	3,540,240円	95.5%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図ることから効果的な企画を求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に委託するとした。業者の選定はあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と随意契約を行ったものである。	-				
泉北9団地モデルルーム撮影業務	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 伊勢 雅 大阪府大阪市北区梅田 2-2-22	平成31年3月1日	(株) アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3-2-4	8120001060288	3,187,404円	3,187,404円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図ることから効果的な企画を求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によるとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画案と合致し、最も有効な提案を認められたため、会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸ショッピングモール前	契約担当役 西日本支社長 新原田 達人 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-85	平成31年3月28日	南海商事(株) 大阪府大阪市中央区難波中1-10-4	8120001086341	6,903,497円	6,903,497円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅募集等業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に係る賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を案内所にすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
洛西センタービル賃貸料及び共益費	分任契約担当役 西日本支社 京セラエリア経営部長 佐々木 真 京都府京都市下京区四条通東洞院東入立売西町 6-6	平成31年3月19日	京都市住宅供給公社 京都府京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 5-1-10	5130005004796	非公表	非公表		当該契約は、募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に係る賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を案内所にすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額